

令和6年能登半島地震検証支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年能登半島地震検証支援業務

2 目的

本業務の目的は、令和6年能登半島地震（以下、本地震という）における県の災害対応及び県と防災関係機関（国・市町、関係団体）の連携に関して課題を整理し、改善策を具体化することで、防災体制の強化に繋げることである。

3 検証対象地域及び機関等

(1) 対象地域

石川県内全域

(2) 対象機関

県、国、県内19市町、関係機関

(具体的に想定している検証対象機関)

ア 災害業務に従事した県職員全員（最大約3,000人）

イ 国・県内19市町

国：内閣府、警察庁、総務省、デジタル庁、消防庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、こども家庭庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、国土地理院、環境省、防衛省、財務省

市町：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

ウ 関係機関（石川県地域防災計画に位置付ける団体、協定締結団体、対口支援自治体等）

※現時点で想定される関係機関については、別紙1（石川県地域防災計画及び石川県災害時受援計画に掲載されている団体を抜粋したもの）を参照すること。別紙1に記載の関係機関は、あくまで現時点の調査対象候補として考えているものであり、実際に調査する関係機関は、時間的制約・必要性も考慮して県と協議の上、最終的に決定する。また、別紙1に記載のない関係機関についても、県と協議の上、追加で対象とする可能性があるため、留意すること。

(3) 検証対象期間

令和6年1月1日の発災から概ね3ヵ月間の対応を対象とする。

※発災から3ヵ月経過後の対応についても検証の必要性があると認められる場合は、県と協議の上、検証対象とする可能性がある。

4 業務内容

県は、過去の被災県や先進県など他県との比較や国による検証も参考に、今後同規模の大災害が起きた際に災害対応が停滞しないように、今回の災害対応における課題を徹底して抽出し、対応策（体制づくりも含む）を整理した上で、順次改善を図ることとしている。（検証の想定スケジュールは別紙2を参照）本業務は、県が実施する当該検証事業について、以下の（1）～（6）に記載の内容を委託するものである。

なお、令和7年度以降には、本検証事業の結果を基に石川県地域防災計画の見直しに加え、各種マニュアル（石川県災害時受援計画及び石川県災害対策本部運営要綱）のきめ細やかな見直しや防災体制の強化に全庁を挙げて取り組む予定としているので、次年度以降の取り組みに繋げることを十分に考慮して業務を実施すること。

※石川県地域防災計画及び石川県災害時受援計画については、県のホームページに掲載しているため、必要に応じて参照すること。

※災害対策本部運営要綱の送付を希望する場合は、個別に送付するので、企画提案要領に記載のメールアドレスにその旨を連絡すること。

（1）国・県・市町・関係団体への一次調査支援【6月～8月】

ア 県職員等へのアンケート調査（一次調査）の整理・集計

発災後概ね3ヵ月間の災害対応に係る課題と想定される改善方針を明らかにするための元データとして、県が令和6年6月中を目途に3-（2）-アの対象者に対して、別紙3の質問項目のとおり、アンケート調査を実施することとしている。県が回収したアンケート結果を基に、石川県地域防災計画（地震災害対策編）に記載されている項目（以下、必須検証項目という）ごとに回答結果を整理し、県に提出すること。

※必須検証項目は別紙4-1参照、整理結果のイメージは別紙4-2参照

イ 県が提供する資料に基づく事実関係、タイムラインの作成

発災後に県が作成した文書（災害対策本部員会議資料や被害報等）を基に災害対応に従事した県の部局（または特命チーム）ごとに時系列で災害対応に係る事実関係を整理（タイムライン化）し、県にデータを提出すること。上記で例示した文書以外に、タイムラインの作成に当たり、県からの提供を希望する文書がある場合は企画提案書に明記すること。

ウ 国・市町・関係機関（3-（2）-イ、3-（2）-ウ）へのアンケート調査支援

① 本地震の災害対応における国・市町・関係機関（3-（2）-イ、3-（2）-ウ）と県の連携に関して、アンケート調査項目を検討し、県と協議の上、調査を実施すること。アンケート調査は、本事業の目的を鑑み、必要事項を網羅できるよう考慮するとともに、回答者の負担を極力少なくするよう工夫すること。

② アンケート調査の実施に際しては、Web フォームの利用を想定しているため、Web フォームのアカウント調達を実施すること。Web フォームの調達・利用、本業務全般の個人情報の取扱いに関しては、別紙5『石川県情報調達共通特記仕

様書』及び別紙6『石川県個人情報取扱事務委託基準』を遵守すること。また、想定している Web フォームの製品名、セキュリティ要件を企画提案書に明記すること。(セキュリティ要件を満たす製品がない場合は、Excel 等の配布により対応することとし、その旨を企画提案書に明記すること。)

エ 委託事業者が有する知見・ノウハウを活かしたアの調査結果分析

本業務仕様書4-(2)に記載の二次調査を円滑に実施するため、過去の支援実績や専門的な視点から、二次調査の際に必要な以下の①～④の基礎資料を県に対して指定する期限までに提出すること。企画提案に当たっては、提案者が有する具体的な知見、ノウハウ、人材を示すこと。

- ① 必須検証項目ごとに一次調査の回答を整理した一覧表
- ② 必須検証項目以外で他自治体における過去の検証事例と比較して不足している項目の抽出データ
- ③ その他専門的・客観的な観点から、不足していると考えられる検証項目一覧
- ④ ①～③を基にした二次調査の対象者・対象団体(国・県内19市町・関係団体)案、日程・実施方法案(時間的制約があることから、調査対象者の優先順位を示すとともに、座談会方式とするなど、効率的な方法を提案すること。)

※他自治体の過去事例や現行マニュアルを研究し、県に対して情報提供するとともに、専門的な知見・ノウハウを生かした検証項目や検証報告書案に対する客観的な指摘、助言を実施すること。社外の有識者に協力を求めることも可能とするが、人選については県と協議の上で決定することとする。(具体的な候補者がいる場合は企画提案書に記載すること。)

※関連資料の取得に当たっては、依頼文書の発出など、県も必要な範囲で協力する。

(2) 一次調査を基にした二次調査支援【10月～報告書完成まで】

一次調査に関して、不十分または曖昧な回答や一次調査では網羅できない検証項目が多く存在することを想定しており、4-(1)-エで作成した検証項目と比較して回答がない項目や一次調査における回答が不十分・不明確な項目に関して、深堀するための二次調査(追加の書面照会及び対面によるヒアリング調査(状況に応じて電話・Webも可))を実施すること。

※県が不十分と判断した場合は、追加のヒアリング調査等を指示するので、対応すること。

(3) 検証委員会の運営支援

県において取りまとめた検証報告書案について、外部有識者の意見を反映し、多角的な視点で検証の高度化を図るとともに、より現実的な改善に繋げるため、令和6年10月頃を目途に県防災会議内に本地震に係る検証委員会を立ち上げる予定としており、本委員会の運営支援に関して、以下の業務支援を実施すること。

ア 第1回検証委員会で提示する素案(アウトライン)の作成

別紙2に記載のとおり、令和7年5月に予定している石川県地域防災計画の改正を見据え、9月末までの調査結果を基に、令和6年10月に開催を予定している第1回検証委員会（県防災会議内に設置し、外部有識者で構成）に提示する検証報告書素案（アウトライン）を作成し、県に提出すること。

イ 第2回検証委員会で提示する修正案の作成

第1回検証委員会で委員から聴取した意見を参考に令和7年1月に開催予定の第2回検証委員会に提示する検証報告書素案（アウトライン）の修正案を作成し、県に提出すること。

ウ 第3回検証委員会における最終報告書案の作成

第2回検証委員会で委員から聴取した意見を参考に令和7年3月に開催予定の第3回検証委員会に提示する最終報告書案作成し、県に提出すること。

エ その他運営支援

- ・ 会議資料の印刷・準備
- ・ 検証委員会に係る各種事務（議事録の作成、委員との日程調整等）の支援
- ・ 検証実施要領の素案作成

(4) 打合せ協議等

ア 週次以上の頻度で定例ミーティングを実施し、現状報告、進捗確認、ネクストアクションの整理を実施すること。

イ 検証に必要なタスクの洗い出しを実施し、全体スケジュールの作成・管理を行い、遅滞なく事業が完遂できるよう支援すること。

(5) 検証報告書の配置デザイン案作成、体裁調整

各種調査・分析結果を見やすい形式に整理・デザインし、報告書としてデータ化すること。

(6) その他

令和7年度に本格的な見直しを予定している各種マニュアル（石川県地域防災計画、石川県災害時受援計画及び石川県災害対策本部運営要綱）に本検証結果を的確に反映できるよう、年度末までに県の準備体制及び関係機関との連携に関する不足点を指摘し、改善の方向性を提案すること。提案に当たっては、令和7年度当初予算での要求を念頭に、最新の知見や他自治体の事例を研究の上、必要性を十分に検討し、費用対効果の最大化について考慮した上で、令和6年11月末までに中間報告を実施すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

6 サービスレベル

(1) 体制

5名以上の担当者を配置し、企画提案書に配置予定の担当者の詳細情報を記載すること。（具体的な人選が未定の場合は、予定している人員のレベルが分かる情報を記載すること）また、契約日から第2回検証委員会（令和7年1月）までの間、県や関係機関からの問い合わせに対して即応できる人員を1名以上配置すること。

※企画提案書に、当該人員の人数と予定している人員の情報（役職・職位・経歴・経験業務などの情報）を記載すること。

（2）総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

7 成果品

（1）提出物

- ・ 検証報告書（A4判）冊子100部及び電子データ一式
- ・ 事業遂行過程で作成したドキュメント一式

（2）提出場所

石川県危機管理監室危機対策課執務室（石川県庁6階）

（3）提出期限

令和7年3月31日

8 提出書類

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）契約締結後に速やかに提出するもの

- ・ 事業計画書及び実施工程表
- ・ その他県が業務の確認に必要と認める書類

（2）業務進捗に合わせ随時提出するもの

- ・ 事業の詳細行程や進捗状況を報告する資料
- ・ その他県が業務の確認に必要と認める書類

（3）業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書
- ・ その他県が業務の確認に必要と認める書類

9 その他の留意事項

（1）受託者は、業務の遂行において、協議内容を確認するために打合せの都度議事録を提出し、発注者の承認を得ること。

（2）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、

県と受託者が協議の上、定めることとする。上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。